

○松山大学大学院納付金規程

平成 15 年 4 月 1 日

制定

改正 平成 16 年 4 月 1 日

平成 17 年 4 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 19 年 4 月 1 日

平成 20 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日

2011 (平成 23) 年 3 月 25 日

2013 (平成 25) 年 3 月 22 日

2014 (平成 26) 年 3 月 19 日

2015 (平成 27) 年 7 月 31 日

2018 (平成 30) 年 11 月 30 日

2019 (令和元) 年 12 月 20 日

(目的)

第 1 条 この規程は、松山大学大学院学則（以下「学則」という。）第 22 条、第 23 条、第 30 条、第 31 条第 3 項及び第 34 条第 3 項に基づき、入学金、在学料、実験実習料、手数料等並びに委託生及び研究生の納付金の納入に関する事項を定めるものである。

2 委託徴収金の納入については、別に定める。

(定義)

第 2 条 この規程において学費とは、在学料、実験実習料、委託生納付金及び研究生納付金をいうものとする。

2 学費及び入学金については、別表に定める金額とする。

3 この規程において手数料等とは、入学検定料、科目等履修生登録料、科目等履修生受講料及び証明書手数料をいい、別表に定める金額とする。ただし、手数料等のうち証明書手数料については、別に定める「学校法人松山大学証明手数料等徴収規程」を準用するものとする。

4 前各項の金額は、経済事情の変動に応じて改定することがある。

(長期履修学生の在学料)

第 2 条の 2 長期履修学生の 1 年間の在学料は、別表に定める 1 年間の在学料に標準修業年限を乗じて得た総額（以下「標準総額」という。）を、許可された修業年限で除した金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学後に長期履修を許可された者については、長期履修を許可された日の属する学年までの在学料を標準総額から控除した差額を、残りの修業年限

で除した金額をもって、長期履修を許可された日の属する学年の翌年以降の1年間の在学料とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、長期履修期間の短縮を許可された者については、長期履修期間の短縮を許可された日の属する学年までの在学料を標準総額から控除した差額を、残りの修業年限で除した金額をもって、長期履修期間の短縮を許可された日の属する学年の翌年以降の1年間の在学料とする。ただし、長期履修期間の短縮を許可された日の属する学年をもって大学院を修了する場合には、当該許可において定める期日までに、標準総額から納付済みの在学料を控除した差額を納めなければならない。

(長期履修学生の実験実習料)

第2条の3 前条の規定は、医療薬学研究科における長期履修学生の実験実習料について準用する。

(学費の納入方法及び納入期日)

第3条 学費は、年額の2分の1を学期(前学期分及び後学期分)に分けて、指定の方法により以下の期日までに納入しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 9月30日

- 2 前項に定める納入期日が金融機関の休業日である場合は、休業日直前の営業日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新入学生(再入学生を含む。)の入学金及び入学年度の最初の学期に係る学費は、入学手続き時に納入するものとする。ただし、学費については、入学手続き終了後、納入期日の属する年度の末日までに入学辞退を届け出た場合に限り、返還するものとする。
- 4 手数料等は、その都度納入しなければならない。

(延納)

第4条 やむを得ない事情により、前条に定める納入期日までに学費を納入することができない者が、所定の手続きをすれば、学費の延納を許可することがある。

- 2 学費の延納については、別に定める「学校法人松山大学学費延納規程」によるものとする。

(除籍)

第5条 第3条に定める納入期日の経過後、その督促をうけてもなお、前期については8月31日までに、後期については2月5日までに学費を納入しない者は、学則第29条第1号により除籍する。

- 2 学則第29条第1号により除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

(除籍の取り消し)

第6条 学則第29条第1号により除籍された者が、除籍発令の日から後1月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きをすれば、在学中2回に限り除籍発令を取り消す。また、

除籍発令の日から1年以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きをすれば、退学したものとすることができる。

(休学者の学費)

第7条 休学者の学費は、次の各号の通りとする。

- (1) 学期途中で休学を許可された場合には、休学を許可された日の属する月の翌月から復学を許可された日の属する月の前月までの学費について、月割りをもって免除する。
- (2) 学費を既に納入済みの者が、学期途中で休学を許可された場合には、当該学期の学費のうち、休学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。

(退学者の学費)

第8条 退学者の学費は、次の各号の通りとする。

- (1) 退学者は、退学を許可された日の属する月までの学費について、月割りをもって納入しなければならない。
 - (2) 学期途中で退学を許可された場合には、既に納入済みの当該学期の学費のうち、退学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。
 - (3) 休学中の者が退学を申し出た場合には、第1号の規定を適用しない。
- 2 死亡による退学者は、当該学期の学費を免除する。学費を既に納入済みの者が、学期の途中で死亡した場合には、全額を返還する。
- 3 学則第39条による退学者は、当該学期の学費の全額を納入しなければならない。既に納入済みの学費については、返還しない。
- 4 学則第39条による退学者が学則第29条第1号により除籍の対象となった場合においては、学則第39条による退学が優先される。

(停学者の学費)

第9条 学則第39条により停学中の者は、学費を納入しなければならない。

(新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合の扱い)

第10条 新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合には、第7条及び第8条第1項は適用しない。

(返還)

第11条 一旦収受した入学金、学費及び手数料等は返還しない。ただし、第3条第3項、第7条第2号、第8条第1項第2号及び同条第2項の定める場合は、この限りではない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

本規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

本規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

本規程は、2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

本規程は、2006（平成 18）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2007（平成 19）年 4 月 1 日）

本規程は、2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2008（平成 20）年 4 月 1 日）

本規程は、2008（平成 20）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2009（平成 21）年 4 月 1 日）

本規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2010（平成 22）年 4 月 1 日）

本規程は、2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2011（平成 23）年 3 月 25 日）

本規程は、2011（平成 23）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2013（平成 25）年 3 月 22 日）

この規程は、2013（平成 25）年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2013（平成 25）年度在学生にも適用する。

附 則（2014（平成 26）年 3 月 19 日）

この規程は、2014（平成 26）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2015（平成 27）年 7 月 31 日）

この規程は、2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2018（平成 30）年 11 月 30 日）

この規程は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019（令和元）年 12 月 20 日）

この規程は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。

別表(1)

※経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科，社会学研究科，法学研究科

区分	金額	備考
在学料	年額 570,000円	本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了し，引き続き博士後期課程に入学した者の在学料は，修士課程又は博士前期課程に入学時の在学料と同額とする。（平成2年度入学した者から適用）
入学金	本学学部卒業者及び 本学大学院修了者 72,000円	本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了し，引き続き博士後期課程に入学する者に対しては，博士後期課程の入学金を免除する。
	上記以外の者 126,000円	
入学検定料	30,000円 (学内進学者特別選抜入学試験 及び経済学研究科博士前期課程 のシニア社会人特別選抜につ いては15,000円)	

別表(2)

※医療薬学研究科

区分	金額	備考
在学料	年額 700,000円	
実験実習料	年額 200,000円	
入学金	本学薬学部卒業者 72,000円	
	上記以外の者 126,000円	
入学検定料	30,000円	

別表(3)

区分	金額	備考
科目等履修生登録料	年額 10,000円	ただし，本学学部生は全額，本学学部卒業生・大学院修了者は半額を免除する。 *受講年度に引き続いて翌年度に科目等履修を許可された者は登録料を免除する。
科目等履修生受講料	10,000円	1単位につき
委託生納付金	年額 570,000円	大学院学則第34条に基づく委託生
研究生入学金	10,000円	ただし，本学学部卒業者及び本学大学院修了者は免除する。
研究生納付金	年額 100,000円	